

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	宅地建物取引業法		法令の番号	昭和27年6月10日 法律第176号						
許認可等の種類	宅地建物取引士証の交付（更新）		根拠条項	法第22条の3第1項						
審査基準	<p>宅地建物取引士証の有効期間は、申請により更新する。（宅地建物取引業法第22条の3第1項）</p> <p>宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請は、新たな宅地建物取引士証の交付を申請することにより行うものとする。 （宅地建物取引業法施行規則第14条の16第1項）</p>									
	受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間	5日	目次	7
							標準経由期間	日	NO	